

## 別紙1 果樹生産性向上モデルの確立の要件、手続き等

### 1 農地中間管理機構果樹モデル地区

持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(4)のアに定める農地中間管理機構果樹モデル地区（以下、「果樹モデル地区協議会」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 産地計画を策定した協議会のうち「果樹園地の担い手への集積と改植等の促進について（平成28年8月22日付け28経営第1265号、28生産第863号農林水産省経営局農地政策課長、生産局園芸作物課長連名通知）」に沿った取組を行い、経営局農地政策課が行う「果樹モデル地区の状況調査」に係る状況報告を行っている協議会であること。
- (2) 農地中間管理機構を通じて産地内の園地面積の1%以上の集積又は10a以上の園地の集約が行われ、又は行われることが確実であること。

### 2 支援の対象となる取組等

- (1) 果樹モデル地区協議会が行う、省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系を構築するための実証及び普及のためのマニュアル作成や講習会の開催等についての費用を支援するものとする。
- (2) 実証に当たっては、10a以上の園地を対象とする。

### 3 事業の成果目標

- (1) 果樹モデル地区協議会は、事業開始前に支援の対象となる取組の内容、事業完了年月日その他本事業の実施に必要な事項を定めた実施計画（以下「果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画」という。）を策定し、事業の成果目標を定めなければならない。
- (2) 成果目標の設定に関し、必要な事項は、次に掲げるものとする。

ア 事業実施前と比べ、果樹モデル地区協議会が所在する産地の生産コスト又は作業時間を10%以上縮減すること。ただし、今後短期的には普及が見込めない技術であっても、中期的な生産基盤の強化に向けて普及を進めるべき技術の実証を行う場合は、農林水産省と協議の上で、実証ほ場内の生産コスト又は作業時間を10%以上縮減することを目標とすることができる。

イ 成果目標の設定に当たっては、その設定根拠を明確にすること。

ウ 目標年度は、事業実施の翌々年度とする。

ただし、改植等を伴う省力化技術を導入する場合は、事業完了の翌年度から起算して8年以内とする。

### 4 果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画の作成

- (1) 果樹モデル地区協議会は、果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画を都道府県法人等に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県法人等は、(1)の承認をしようとするときは、都道府県知事及び本会に協議するものとする。
- (3) 果樹生産性向上モデル確立推進事業実施計画を変更する場合は、(1)及び(2)の規定を準用するものとする。

ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、成果目標の変更、果樹モデル地区協議会の変更、事業の中止若しくは廃止、果樹モデル地区協議会における事業費の30%を超え

る増、国庫補助金の増又は事業費若しくは国庫補助金の 30%を超える減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

## 5 実績の報告

- (1) 果樹モデル地区協議会は、本事業の実績について都道府県法人等に報告するものとする。
- (2) 都道府県法人等は、果樹モデル地区協議会からの報告を取りまとめ、本会に報告するものとし、本会は、当該報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。